〈令和7年1月1日 現在〉

# 訪問介護 重要事項説明書

あなた(あなたのご家族)が利用しようと考えている指定訪問介護及(以下「訪問介護」といいます)について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。《この「重要事項説明書」は、厚生省令に基づき。契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです》

# 1. 訪問介護を提供する事業者について

事業者名称・代表者氏名	公益社団法人信和会	理事長 小林	木充	1955年1月12日	法人設立
本部所在地	京都市左京区田中飛鳥井町89 京都		『民医連あすかい病院内		
	信和会介護部 電話 075-712-9111 FAX075-712-9118			2-9118	
介護事業所数	介護予防支援	1事業所	通所リ	ハビリテーション	5事業所
	居宅介護支援	4事業所	通所介	護	1事業所
	訪問介護	2事業所	訪問看	護	3事業所
	居宅療養管理指導	6事業所	訪問リ	ハビリテーション	2事業所
	短期入所療養介護	1事業所	介護医	療院	1事業所

## 2. 事業所の概要

## (1) 事業所の所在地等

事業所名	公益社団法人信和会 ヘルパーステーションこでまり
所在地	〒606-8226 京都市左京区田中飛鳥井町 45 番地
介護保険指定番号	京都府指定 2660690021
サービス提供地域	京都市 左京区 上京区 東山区
連絡先	電話075-724-0173 FAX075-712-9139

## (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		職員の管理及び相談等	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	5名	0名	訪問介護計画の作成・変更、利用の申込みにかかる調整。状態悪化や意向を把握、居宅介護支援事業所との連携。訪問介護員への指示、情報伝達、実施状況の把握。訪問介護員の業務管理、研修、技術指導。その他サービス内容の管理	5名
	介護福祉士	6名	4名	利用者の在宅生活の継続を目的とした生活	10名
訪問介護員	ヘルパー2級 初任者研修	0名	1名	援助・身体介護等のサービス実施	1名
事務職員			1名	請求入力業務等	1名

## (3) 営業時間

月曜日から 午前8時45分~午後4時45分

日曜日 上記、営業時間を原則とし、具体的なサービス提供時間については相談の上決定します。

## 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	信和会が開設する訪問介護事業所が、要介護状態にある高齢者に対し援助を行うことによ
	り、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活
	を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止のためにその目標を設定し、訪問介護計
	画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行います。

## 3. 利用料及び支払い方法について

利用料は下記の通り、法定代理受領となります。1割負担の金額が記載されていますが、「介護保険負担割合証」に準じた金額となります。法定代理受領ができない場合、一旦全額利用料を頂戴し、サービス提供証明書を発行いたします。後日、市区町村窓口に提出し払い戻しを受けることができます。費用の徴収が必要となった場合は、その都度ご説明し同意を得ます。なお原則、口座振替となります(現金でのお支払いをご希望の方はお申し出下さい)。毎月10日以降に請求書を発行します。翌月の12日(日祝の場合翌営業日)に指定口座より振り替えさせていただきます。引落確認の後、領収書を発行いたします。

### 【基本単位数/要介護】(1回につき)(1単位=10.70円) \*特定事業所加算 I 単位数含む

サービスに要する時間	身体介護中心(1 割・2 割負担)
20分未満	196単位/約210円・420円
20分以上30分未満	293単位/約314円・628円
30分以上1時間未満	464単位/約496円・992円
1時間以上1時間30分未満	680単位/約728円・1,456円
1時間以上(30分増すごとに)	98単位加算(約105円・210円)
サービスに要する時間	生活援助中心(1 割負担)
20分以上45分未満	215単位/約230円・460円
4 5 分以上	264単位/約282円・564円

# 【加算】

特定事業所加算	基本単位数の	要介護4・5及び認知症自立度Ⅲ以上の利用者の割合が20%以上、
(I)	20/100 で算定。	訪問介護員への研修実施、技術指導等を目的にした定例会議、訪
	(上記単位に含む	問介護員への健康診断実施等を行っており、訪問介護員等のうち
	)	介護福祉士が30%である事業所の場合
初回加算	200 単位/月	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回の訪問介護と
		同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は
		他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
緊急時訪問介護加	100 単位/回	利用者・家族から要請を受け、サービス提供責任者がケアマネジ
算		ャーと連携し、ケアマネジャーが必要と認め、訪問介護員等がサ
		ービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合
生活機能向上連携	(I) 100 単位	訪問リハビリ・通所リハビリ事業所の理学療法士等が訪問リハビ
加算 I · Ⅱ	(Ⅱ) 200 単位	リを行った際サービス提供責任者が同行する等により、情報を連
		携し、生活機能向上を目的とした身体状態評価を行い、訪問介護・
		予防訪問介護サービスを行った場合
早朝及び夜間加算	基本単位に 25%を	早朝 (6 時~8 時) 及び夜間 (18 時~22 時) に訪問介護サービス
	加算	を行った場合

介護職員等処遇	基本報酬に対して	介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護
改善加算	24.5%を加算	職員等ベースアップ等支援加算の一本化
*2人訪問サービ	2人分の料金とな	やむを得ない事情により、利用者の同意に基づき2人の訪問介護
ス	ります	員による訪問介護サービスを行った場合

#### 4. その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の				
	実費を請求する場合があります。				
	サービス利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、				
	下記によりキャンセル料を請求さ	させていただきます	•		
のキャンカル料	前日の夕方4時45分までにご連絡をいただいた		キャンセル料は不要です		
② キャンセル料	場合				
	当日に連絡の場合・訪問時にキャンセルの場合・		1提供当りの介護報酬の50%を		
	連絡のない場合		請求いたします。		
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。					
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で					
使用する電気、ガス、水道の費用		利用者(お客様)の別途負担となります。			
④ 通院・外出介助におけるヘルパーの公共交通機		実費相当を請求いたします。			
関等の交通費					

## 5. サービス内容に関する相談、要望、苦情の窓口

(1) 当事業所の相談・苦情担当

相談・要望・苦情等については、苦情対応責任者である下記担当者までお申し出下さい。(利用時間:月~金曜8:30~16:30 土曜8:30~12:30)

管理者 妹尾 <u>真由美</u>電話 <u>075-724-0173</u>

(2) 当事業所以外に、保険者である市町村の相談・苦情窓口や、京都府国民健康保険団体連合会の 苦情処理窓口、法人本部に苦情を伝えることができます。

相談窓口	利用時間	電話
公益社団法人信和会本部 介護部	月~金9:00~17:00、土9:00~13:00	075-712-9111
京都市左京区役所・健康長寿推進課	月~金9:00~17:00	075-702-1219
京都市上京区役所・健康長寿推進課	月~金9:00~17:00	075-441-2872
京都市東山区役所・健康長寿推進課	月~金9:00~17:00	075-561-9128
京都府 国民健康保険団体組合会	同上	075-345-9011

#### 6. 秘密保持及び個人情報保護について

事業者及びその従業員は、正当な理由がない限りご利用者に対するサービスの提供にあたって知り 得たご利用者またはご利用者家族の秘密について、従業者の退職後も含めそれを保持します。

利用者に医療上の必要がある場合やその他正当な理由がある場合には、利用者又は利用者家族からの同意を得た上で、個人情報の提供を行います。個人情報使用目的は、サービス提供・介護保険事務・管理運営業務等限定し、詳細は別紙文書「当事業所は利用者さまの個人情報保護に取り組んでいます」に記載する内容とします。

#### 7. 事故発生時の対応・損害賠償

万一事故が発生した場合は、マニュアルに従い速やかに対処し、ご利用者家族、かかりつけ医、ご 利用者の保険者である市町村に連絡します。また事業所管理者と法人介護事業部へ報告を行い、再発 防止に努めます。事業者は、事故を防止するための不断の努力を行うと共に、万一の事故に備え「賠 償責任保険」に加入します。

## 8. 緊急時の対応

年

ご利用者の体調悪化等緊急時には、緊急連絡先、かかりつけ医への連絡を行います。

緊急連絡先	お名前	電話番号
	お名前	電話番号
	医療機関及び氏名	
かかりつけ医	所在地	
	電話番号	

以上の記載内容につき変更が生じた場合は、「変更一覧表」に変更内容を記載し、利用者と事業者の双 方の合意をもって、記名・押印をし、本書に添付することとします。事業者は変更内容につき「重要 事項説明書」の該当箇所を利用者に十分説明するものとします。

当事業者は、訪問介護の内容及び重要事項の説明を行い交付しました。

月 日

事業者	事業者 公益社	団法人信和会 蒦ステーションたんぽぽ併設ヘルパ	ーフテーションこでまり
		2660690021	77 797 2 6 8 9
		京都市左京区田中飛鳥井町 45 番均	拍
		管理者 妹尾 真由美	<del>.</del>
説明者	職名	サービス提供責任者	
	氏名		
	て訪問介護サービ <i>ス</i> 月 日	ス内容及び重要事項の説明を受け同	意し受領しました。
	氏 名	場合下記参照	
利用者が手指の障が	ぶいなどで文字が書け	ない等の場合、欄外に、署名を代行の旨	・続柄・氏名を付記することで
差し支えない。(契約	約関係上、事業者は作	弋筆不可) (例) 上記署名は、京都 花子	(妻) が代行しました。
<b>代理人</b> (選任した場合)			
	氏 名	(利用者と	の続柄 )